

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	令和８年度統一河川情報設備認証機能改造
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 九州地方整備局長 森下 博之 〒８１２－００１３ 福岡市博多区博多駅東２－１０－７ 福岡第二合同庁舎７階
契 約 締 結 日	令和 ８年 ９月１８日
契約の相手方の氏名及び住所	日本無線株式会社 九州支社 福岡県福岡市博多区綱場町４－１
契約金額 （消費税及び地方消費税含む）	¥４，６２０，０００－
予定価格 （消費税及び地方消費税含む）	¥４，６２０，０００－
随意契約によることとした理由	別紙のとおり
備 考	

随意契約理由書

1. 件 名 令和 8 年度統一河川情報設備認証機能改造
2. 契約の相手方 福岡県福岡市博多区綱場町 4－1
日本無線（株）九州支社
電話 092－262－2121
3. 履行場所 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 10－7 九州地方整備局外
4. 随意契約適用法令 会計法第 29 条の 3 第 4 項
予決令第 102 条の 4 第 3 号
(公募からの特命随意契約)

5. 当該案件の目的・内容及び随意契約に付する理由

1) 当該案件の目的及び内容

本件は、統一河川情報システムの情報セキュリティ対策を行うため、設備の主体認証機能に改造を行うものである。

2) 随意契約に付する理由

今回の改造は、既設の統一河川情報設備の改造（セキュリティを担保した河川管理施設及びダム情報の収集等を行うための認証機能改造）を行うものであり、設備の「機能・性能」に影響が及ぶ改造である。

当該設備は、当局の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、当該設備の機器（ソフトウェア等も含む。）製作者（以下「製作者」）が独自に管理保有している技術を基に、設計・開発・製作・納入したもので、機能改造に当たり、既設設備の設計思想、技術的ノウハウの熟知が必要である。

以上のことから、本件の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施した。公募の結果、参加意思確認書の提出がなかったため、会計法第 29 条の 3 第 4 項、予決令第 102 条の 4 第 3 号の規定に基づき、日本無線（株）九州支社と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)

企画部 情報通信技術課長